

平成 26 年 2 月 10 日
国住指第 3844 号

各都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断の結果の公表について
(技術的助言)

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 9 条（附則第 3 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断の結果の公表については、平成 25 年国土交通省告示第 1059 号並びに平成 25 年 11 月 25 日付け国住指第 2930 号、国住街第 118 号、国住マ第 60 号及び国住市第 107 号において、それぞれの耐震診断の方法による構造耐震指標等及び当該構造耐震指標等に応じた安全性に関する事項を公表することとしているところであるが、当該構造耐震指標等に応じた安全性に関する事項については、平成 18 年国土交通省告示第 184 号別添（建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項。以下「指針」という。）第 1 に定める耐震診断の方法による場合は別表 1 のとおりであり、指針第 1 本文ただし書の規定に基づき国土交通大臣が指針の一部と同等以上の効力を有すると認める方法により耐震診断を行う場合は別表 2 のとおりであるので、通知する。

貴職におかれては、貴管内所管行政庁に対してもこの旨周知方お願いする。

別表 1

耐震診断の方法		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性		
		I (地震の震動及び 衝撃に対して倒壊 し、又は崩壊する 危険性が高い。)	II (地震の震動及び 衝撃に対して倒壊 し、又は崩壊する 危険性がある。)	III (地震の震動及び 衝撃に対して倒壊 し、又は崩壊する 危険性が低い。)
(1)	指針第 1 第一号に定める建築物の耐震診断の方法	$I_w < 0.7$	$0.7 \leq I_w < 1.0$	$I_w \leq 1.0$
(2)	指針第 1 第二号に定める建築物の耐震診断の方法	$I_s < 0.3$ 又は $q < 0.5$	左右以外の場合	$0.6 \leq I_s$ かつ $1.0 \leq q$

別表 2

耐震診断の方法		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性		
		I (地震の震動及び 衝撃に対して倒壊 し、又は崩壊する 危険性が高い。)	II (地震の震動及び 衝撃に対して倒壊 し、又は崩壊する 危険性がある。)	III (地震の震動及び 衝撃に対して倒壊 し、又は崩壊する 危険性が低い。)
(1)	「公立学校施設に係る大規模地震対策関係法令及び地震防災対策関係法令の運用細目」(昭和 55 年 7 月 23 日付け文管助第 217 号文部大臣裁定)	$I_s < 0.3$ 又は $q < 0.5$	左右以外の場合	$0.6 \leq I_s$ かつ $1.0 \leq q$
(2)	一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」及び「精密診断法」(時刻歴応答計算による方法を除く。)	上部構造評点 < 0.7	$0.7 \leq$ 上部構造評点 < 1.0	$1.0 \leq$ 上部構造評点
(3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」	$I_s < 0.3$ 又は $q < 0.5$	左右以外の場合	$0.6 \leq I_s$ かつ $1.0 \leq q$
(4-1)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第 1 次診断法」により想定する地震動に対して所要の耐震性を確保していることを確認する方法	—	—	$1.0 \leq I_s/I_{s0}$
(4-2)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第 1 次診断法」により想定する地震動に対して所要の耐震性を確保していることを確認する方法	—	—	$1.0 \leq I_s/I_{s0}$
(5-1)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第 2 次診断法」及び「第 3 次診断法」	$I_s/I_{s0} < 0.5$ 又は $C_{Tu} \cdot S_b < 0.15 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{s0}$ かつ $0.3 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq C_{Tu} \cdot S_b$

(5-2)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」	鉄骨が充腹材の場合	$I_s/I_{s0} < 0.5$ 又は $C_{T\bar{U}} \cdot S_b < 0.125 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{s0}$ かつ $0.25 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq C_{T\bar{U}} \cdot S_b$
		鉄骨が非充腹材の場合	$I_s/I_{s0} < 0.5$ 又は $C_{T\bar{U}} \cdot S_b < 0.14 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{s0}$ かつ $0.28 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq C_{T\bar{U}} \cdot S_b$
(6)	一般財団法人建築保全センターによる「官庁施設の総合耐震診断基準」		$Q_u/\alpha \cdot Q_{un} < 0.5$	$0.5 \leq Q_u/\alpha \cdot Q_{un} < 1.0$	$1.0 \leq Q_u/\alpha \cdot Q_{un}$ かつ $GIs < 1.0$ $1.0 \leq GIs$
(7)	「屋内運動場等の耐震性能診断基準」		$I_s < 0.3$ 又は $q < 0.5$	左右以外の場合	$0.7 \leq I_s$ かつ $1.0 \leq q$
(8)	一般社団法人プレハブ建築協会による「木質系工業化住宅の耐震診断法」		上部構造評点 < 0.7	$0.7 \leq$ 上部構造評点 < 1.0	$1.0 \leq$ 上部構造評点
(9)	一般社団法人プレハブ建築協会による「鉄鋼系工業化住宅の耐震診断法」		$P/Q < 0.5$	$0.5 \leq P/Q < 1.0$	$1.0 \leq P/Q$
(10-1)	一般社団法人プレハブ建築協会による「コンクリート系工業化住宅の耐震診断法」のうち大型コンクリートパネル造建築物に対する耐震診断の方法		$Q_u/Q_{un} < 0.5$	$0.5 \leq Q_u/Q_{un} < 1.0$	$1.0 \leq Q_u/Q_{un}$
(10-2)	一般社団法人プレハブ建築協会による「コンクリート系工業化住宅の耐震診断法」のうちリブ付中型コンクリートパネル造建築物に対する耐震診断の方法		$Q_u/Q_{un} < 0.5$	$0.5 \leq Q_u/Q_{un} < 1.0$	$1.0 \leq Q_u/Q_{un}$
		換算壁量<基準壁量/2	基準壁量/2 \leq 換算壁量<基準壁量	基準壁量 \leq 換算壁量	
		換算壁枚数<基準壁枚数/2	基準壁枚数/2 \leq 換算壁枚数<基準壁枚数	基準壁枚数 \leq 換算壁枚数	
(10-3)	一般社団法人プレハブ建築協会による「コンクリート系工業化住宅の耐震診断法」のうち臥梁付中型コンクリートパネル造建築物に対する耐震診断の方法		$Q_u/Q_{un} < 0.5$	$0.5 \leq Q_u/Q_{un} < 1.0$	$1.0 \leq Q_u/Q_{un}$
		換算壁量<基準壁量/2	基準壁量/2 \leq 換算壁量<基準壁量	基準壁量 \leq 換算壁量	
		換算壁長<必要壁長/2	必要壁長/2 \leq 換算壁長<必要壁長	必要壁長 \leq 換算壁長	
(11)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」に定める第1次診断法により想定する地震動に対して所要の耐震性を確保していることを確認する方法		—	—	$1.0 \leq I_s/I_{s0}$
(12)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」に定める第2次診断法		$I_s/I_{s0} < 0.5$ 又は $C_{T\bar{U}} \cdot S_b < 0.15 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{s0}$ かつ $0.3 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq C_{T\bar{U}} \cdot S_b$

(13)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存壁式鉄筋コンクリート造等の建築物の簡易耐震診断法」	—	—	要件を全て満たす
(14)	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法（昭和25年法律第201号）並びにこれに基づく命令及び条例の規定（構造耐力に係る部分（構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。）に限る。）に適合するものであることを確認する方法	—	—	確認できる